

BUSINESS
ビジネス

意外と知らない 米国裁判

第6回

【サマリー・ジャッジ メントの申し立て】

読者の皆様が、アメリカにおける裁判と聞いてイメージされるのは、法廷での裁判シーンであろうか。法廷の一番前の高い段上には裁判官が座っている。そのすぐ手前には証人席がある。原告、被告それぞれが呼び出した証人が証言を繰り返す。その裁判官、証人と向かいあう形で、原告側と被告側が左右に分かれて陣取っている。原告、被告それぞれは横には、弁護士が座っている。原告と被告の弁護士は、同じ弁護士といっ

んどは、前述のような法廷での裁判、いわゆるトライアルに至ることなく解決される。今回はその一つであるサマリー・ジャッジメントについて説明する。ここで言うサマリーとは、トライアルにいくことなく、という意味である。前回までに説明したような一連のディスカバリー手続を経て集められた証拠を元に、原告被告双方はさまざまな「Motion」申し立てを提出することができ、その代表的な申し立てが、モーション・フォー・サマリ

A社が、自ら持つ液晶テレビ製造についての秘密情報をB社に開示したとする。B社は、A社から秘密情報を受け取るにあたり、A社との間で、秘密保持契約を取り交わした。秘密保持契約には「B社は、A社から受け取った液晶テレビ製造方法に関する秘密情報を、他社に開示してはならない」「たとえ公になつている情報は秘密とはみなされない」とある。ところがB社は、A社から受け取った液晶テレビ製造方法についての情報をC社

ても雰囲気異なる。法廷の正面に向かって右側には、陪審員席がある。陪審員の数は12人。人種、年齢、性別がバラバラな12人が原告、被告の主張を聞いている。そして後方部分は傍聴席。原告や被告の家族や関係者が裁判の行方を見守っている。さてどのような評決が出るのであろうか。

1. ジャッジメントである。この申し立ては、平たく言えば、原告あるいは被告が「自分が裁判に勝つことは明らかなので、陪審員の前行う事実審理であるトライアルに進むのは時間やコストの無駄である。トライアルなしで、自分の主張の全部（あるいは一部）を認めてほしい」と申し立てる手続である。

に開示してしまった。C社は、テレビメーカーで、A社のコンペティターだ。そこでA社は、B社を秘密保持契約違反で訴えた。訴状には「A社とB社は、2006年1月1日に、秘密保持契約を取り交わした」「A社はB社に、一カ月後の06年2月1日に、液晶テレビの製造方法についての情報を開示した」「B社は、A社から受け取った液晶テレビの製造方法についての情報を、さらに一カ月後の06年3月1日に、C社に渡した」「C社は、



大橋 弘昌氏
大橋 & ホーン法律事務所
パートナー
慶応義塾大学法学部法律学科卒業。サザンメソジスト大学ロースクール卒業。テキサス州ダラスのヘインズアンドブーン法律事務所勤務を経て、2002年に6人の米国人弁護士と共に法律事務所を設立する。
電話：646-257-3680
URL：www.ohashiandhorn.com

B社から受け取った、A社の液晶テレビの製造方法についての情報をもとに、液晶テレビの製造を始めた」「C社は、A社の液晶テレビ製造方法をまねた液晶テレビを一万ドル売った。それによりA社は、液晶テレビのマーケットシェアを失い、ビジネスに損害を被った」といった主張が列挙されている。

ところが、よくよく調べてみると、ある技術系の月刊誌の05年12月1日号に、A社の液晶テレビの製造方法についての情報が詳細に載っていたことが分かったとする。A社の技術者Xさんが投稿していたのだ。そのことが、一連のディスカバリー手続によって判明した。Xさんは、自分が召喚されたデポジションで「確かに、わが社A社の液晶テレビ製造技術について、月刊誌に投稿しました」と証言した。A社からは、この事実を覆すような反論は一切ない。

こういった場合に、B社は、モーション・フォー・サマリー・ジャッジメントを提出する。「A社の液晶テレビ製造方法にかかわる情報は、すでに2005年12月1日号の雑誌に載っていた。同日時点で公になっている。秘密情報ではない。B社がC社に情報を開示した行為は、秘密保持契約に違反する行為ではない」「このことは、A社の主張、「B社がC社に情報を開示した」「C社がA社の液晶テレビ製造方法をまねた」「C社製の液晶テレビのシェアを失った」等が全て正しかったとしても、変わりはない」「だからA社の、わが社B社に対する秘密保持契約違反の訴えは棄却されるべきだ」と主張するので。

したがって「B社が、06年3月1日に、A社から受け取った液晶テレビ製造方法についての情報をC社に開示した行為」は、秘密保持契約違反の行為とならないことは明らかである。法廷でのトライアルで、陪審員の判断に委ねるべき事実についての争いが存在しない。こういった場合には、裁判官は、トライアルに進むことなく、B社のモーション・フォー・サマリー・ジャッジメントを認めて「B社による秘密保持契約違反はなかった。B社勝訴」といった判決を下すのだ。

を受け取ったとき、モーション・フォー・サマリー・ジャッジメントを認めるか否かを判断するにあたり、事実についての争いがあるかどうかを確認する。事実についての争いとはどういうことか？ 本日に「2005年12月1日号の雑誌にA社の液晶テレビ製造にかかわる秘密情報が載っていたか否か」を確認するのだ。

もしこの事実があいまいであれば、つまり、05年12月1日号の雑誌にA社の液晶テレビ製造にかかわる秘密情報が載っていたか否かに確信が持てないのであれば、裁判官は、「Motion」を認めず棄却する。事実がどうであったかを判断するのは、裁判官の役目ではなく、陪審員の役目であるからだ。

しかし、今回の例では、2005年12月号の雑誌にA社の液晶テレビ製造方法についての情報が載っていたことは揺るぎのない事実のようだ。05年12月の時点で、A社の液晶テレビ製造方法についての情報は、秘密情報ではなくなっている。そのことはディスカバリー手続を通じて明らかになった。

したがって「B社が、06年3月1日に、A社から受け取った液晶テレビ製造方法についての情報をC社に開示した行為」は、秘密保持契約違反の行為とならないことは明らかである。法廷でのトライアルで、陪審員の判断に委ねるべき事実についての争いが存在しない。こういった場合には、裁判官は、トライアルに進むことなく、B社のモーション・フォー・サマリー・ジャッジメントを認めて「B社による秘密保持契約違反はなかった。B社勝訴」といった判決を下すのだ。